
定 款

社会福祉法人 偕行塾

定 款

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 名称
- 第3条 経営の原則等
- 第4条 事務所の所在地

第2章 評議員

- 第5条 評議員の定数
- 第6条 評議員の選任及び解任
- 第7条 評議員の任期
- 第8条 評議員の報酬等

第3章 評議員会

- 第9条 構成
- 第10条 権限
- 第11条 開催
- 第12条 招集
- 第13条 決議
- 第14条 議事録

第4章 役員及び職員

- 第15条 役員の定数
- 第16条 役員の選任
- 第17条 理事の職務及び権限
- 第18条 監事の職務及び権限
- 第19条 役員の任期
- 第20条 役員の解任
- 第21条 役員の報酬等
- 第22条 職員

第5章 理事会

- 第23条 構成
- 第24条 権限
- 第25条 招集
- 第26条 決議
- 第27条 議事録

第6章 資産及び会計

- 第28条 資産の区分
- 第29条 基本財産の処分
- 第30条 資産の管理
- 第31条 事業計画及び収支予算
- 第32条 事業報告及び決算
- 第33条 会計年度
- 第34条 会計処理の基準
- 第35条 臨機の措置

第7章 収益を目的とする事業

- 第36条 種別
- 第37条 収益の処分

第8章 解散

- 第38条 解散
- 第39条 残余財産の帰属

第9章 定款の変更

- 第40条 定款の変更

第10章 公告の方法その他

第41条 公告の方法

第42条 施行細則

社会福祉法人偕行塾 定款

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、利用者の意向を尊重した多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう必要な支援を行い、もって社会福祉の充実発展に寄与することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 授産施設の運営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人偕行塾という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を秋田県湯沢市寺沢字本郷 9 9 番地 1 に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 8 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、監事 1 名、法人職員 1 名、事項の定めに基づいて選任された外部委員 3 名の合計 5 名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - 一 この法人又は関係団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人。
 - 二 過去に前号に規定する者となったことがある者。
 - 三 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、三親等内の親族又は使用人。（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する選定候補者の選任及び解任の提案は、理事会が行う。
- 5 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 2 名以上が出席し、かつ、外部委員の 2 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としてその権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 3 章 評 議 員 会

(構成)

第 9 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任又は解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額
- 三 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- 四 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- 五 定款の変更
- 六 残余財産の処分
- 七 基本財産の処分又は除外の承認
- 八 社会福祉充実計画の承認
- 九 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

2 評議員会は、次の事項について理事から報告を受けるものとする。

- 一 事業計画及び収支予算
- 二 事業報告
- 三 その他評議員会に報告するものとして法令又はこの定款で定まる事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に係わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 定款の変更
- 三 法人の解散
- 四 吸収合併契約の承認
- 五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事及び監事並びに評議員会に出席した評議員の中から議長が指名した議事録署名人2名は、議事録に記名押印する。

3 この法人は、評議員会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かななければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- 一 理事6名
- 二 監事2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を専務理事及び1名を常務理事とすることができる。

4 前項の専務理事及び常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、理事会において候補者を推薦し、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。ただし、その弁償する費用は、評議員会の決議によって定める。

3 前2項の報酬を変更する場合においても、評議員会の決議を得るものとする。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理 事 会

（構成）

第 2 3 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第 2 4 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第 2 5 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第 2 6 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 2 7 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 この法人は、理事会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他の財産及び収益事業用の三種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 その他の財産は、基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、所轄庁の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、所轄庁の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸与が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下に同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合。
(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 前号の附属明細書
- 三 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- 四 前号の附属明細書
- 五 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事業所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告書
- 二 理事及び監事並びに評議員の名簿
- 三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 事業計画書及び収支予算書並びに組織運営機構図等

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 収益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

一 収益事業用財産の貸付事業

2 前項の事業の運営に関する事業については、理事総数の3分の2以上の同意を得るとともに、評議員会の承認を要するものとする。

(収益の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

第39条 この法人が、解散（合併により社会福祉法人が消滅する場合及び破産手続き開始の決定による解散の場合を除く。）した場合において有する残余財産は、評議員の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、所轄庁の認可(社会福祉法第 45 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第 10 章 公 告 の 方 法 そ の 他

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人偕行塾の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事	金澤 此助
理 事	菅 圭一郎
理 事	高橋 吉郎兵衛
理 事	鈴木 旻
理 事	千田 達二
監 事	越後 専太郎
監 事	高岡 利一

- 2 平成 7 年 4 月 28 日付の定款変更認可中申請に伴い増員された評議員 1 名の任期は、定款第 19 条第 1 項の規定にかかわらず平成 8 年 5 月 5 日までとする。

附則

- 1、この定款は、平成3年5月25日一部改訂する。
- 2、この定款は、平成6年3月19日一部改訂する。
- 3、この定款は、平成6年5月13日一部改訂する。
- 4、この定款は、平成7年3月29日一部改訂する。
- 5、この定款は、平成8年3月26日一部改訂する。
- 6、この定款は、平成11年3月23日一部改訂する。
- 7、この定款は、平成14年3月27日一部改訂する。
- 8、この定款は、平成14年12月10日一部改訂する。
- 9、この定款は、平成16年10月5日一部改訂する。
- 10、この定款は、平成17年11月11日一部改訂する。
- 11、この定款は、平成18年11月21日一部改訂する。
- 12、この定款は、平成22年3月30日一部改訂する。
- 13、この定款は、湯沢市長の認可を受けた日より施行し、平成25年4月1日より適用する。
- 14、この定款は、平成26年6月30日一部改訂する。

附則

この定款は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）の一部を改正する法律に基づき、平成29年4月1日より施行する。ただし、第5条については、平成29年3月31日まで従前の通りとする。第4条及び第6条については、平成28年12月23日より施行する

- 15、この定款は、平成29年6月15日一部改訂する。